

ごみ排出ルール変更時における共同住宅ごみステーションでの早朝啓発等について（協議会の関与に係る案）

ごみ排出ルール変更時における早朝啓発の実施概要

【実施期間】

平成21年7月1日(水)～10日(金)
〔うち7月1日(水)～7月3日(金)の3日間を重点指導期間とする〕

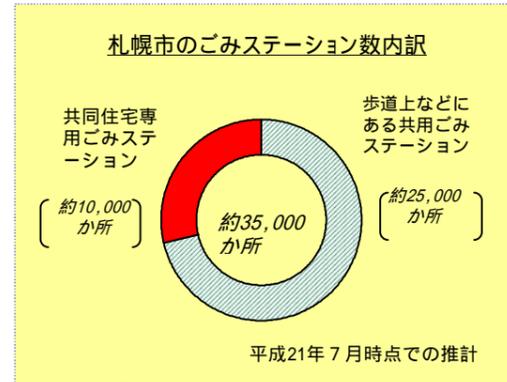
【実施時間帯】

午前7時～8時30分（雨天の場合も実施）

【実施内容】

ごみステーションにおける立会い指導

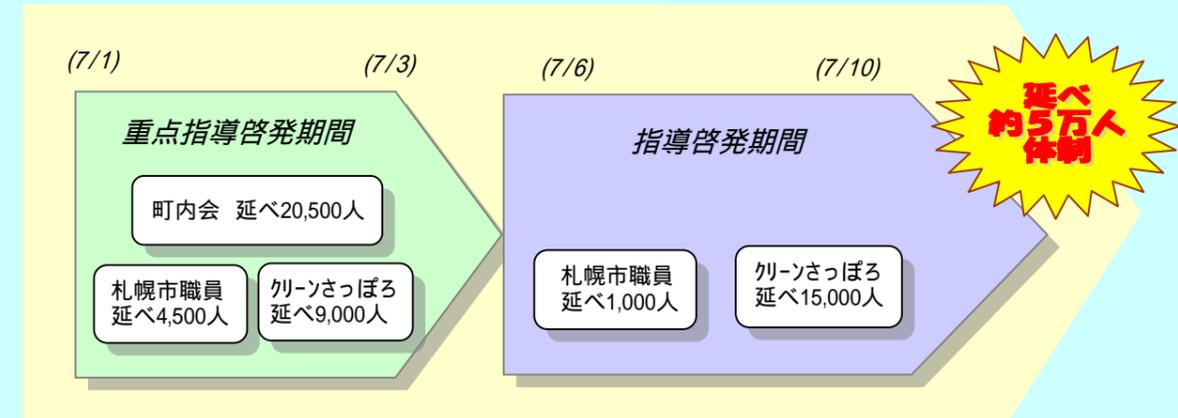
- (1) ごみの排出ルールが変わったことの周知
- (2) 指定袋で排出すること(燃やせるごみ、燃やせないごみ)についての指導啓発



歩道上などにある共用ごみステーションでの啓発（参考）

札幌市職員と町内会組織等を中心とした啓発活動

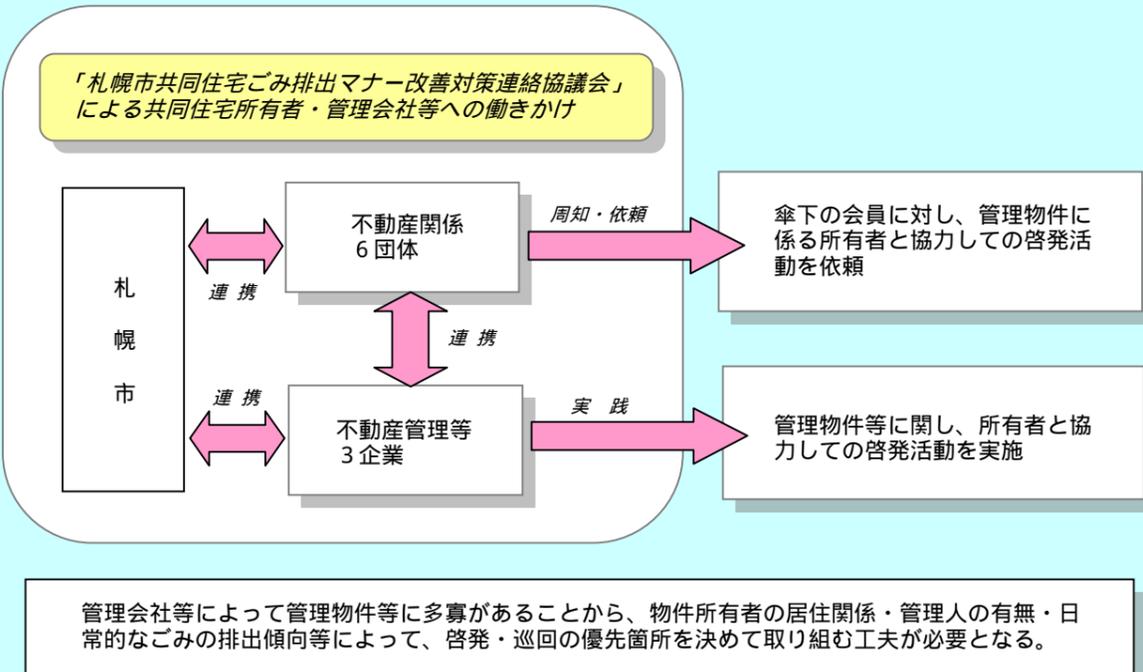
期間中の啓発体制



共同住宅ごみステーションでの啓発

より多くの場所での実施に向けた協議会の関与

共同住宅の所有者・管理会社等による啓発活動



共同住宅エリアの巡回及びごみ排出状況の確認

ルール変更後の状況と課題把握のための協議会の関与

協議会としての共同住宅排出マナーの視察

【実施予定日】

平成21年7月1日(水)

【実施予定場所等】

東区内の「燃やせないごみ」の収集エリア
当日の収集エリアのうち、共同住宅の多い地域を選定
有料指定袋の使用の有無など排出状況を調査・確認

【協議会会員の参加】

各団体・各社1人以上の参加を想定
会員へのマスコミによる取材の可能性もあり
協議会の腕章などの着用も検討（各団体・各社のジャンパー着用なども可）

【活動記録の公開と以降の協議】

巡回等の様子は、清掃ホームページにも写真等を交えて掲載
状況の検証や、把握した課題に対する対応の協議は、第3回会議（7月～8月に実施）等で行う。

【参考】

- ・7月以降、有料指定袋を使用せずに排出された場合は、適正に排出した市民との費用負担の公平性の観点から、×印シールを貼付のうえ、ごみステーションに残置する取り扱いとする。
- ・札幌市では、市内7か所の清掃事務所に配置している「ごみパト隊」の人員を7月から計110人体制に拡充して、ごみステーションのパトロールや、違反排出者への指導を強化することとしている。